**〇鹿児島市　公衆浴場法施行条例　＜抜粋＞**

第1条から第3条　＜省略＞

(一般公衆浴場の措置の基準)

第4条　一般公衆浴場の営業者が講ずべき構造設備の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)から(9)　＜省略＞

(10)　浴槽の構造設備は、次に掲げる基準に適合すること。

ア　原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入させる温水をいう。以下同じ。)及び原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入させる水をいう。以下同じ。)の配管は、循環配管(湯水を浴槽と過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽に直接供給する構造であること。

イ　浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を浴槽の底部に近い部分で補給する構造であること。

(11)　濾過器等を使用して浴槽水を循環させる場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

ア　濾過器の1時間当たりの処理能力は、当該濾過器に係る浴槽の容量以上であること。

イ　濾過器の濾材は、逆洗浄(湯水を逆流させて濾過器内の汚れを除去することをいう。以下同じ。)が十分に行える構造であること。

ウ　集毛器(毛髪等を除去する設備をいう。以下同じ。)は、浴槽水が濾過器に入る前の位置に設置すること。

エ　浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水が濾過器に入る直前の位置に設置すること。

(12)　打たせ湯及びシャワーを設置する場合にあっては、当該打たせ湯及びシャワーには、原湯又は原水を使用する構造であること。

(13)　気泡発生装置等(気泡発生装置、ジェット噴射装置等の水の微粒子を発生させる装置をいう。以下同じ。)を設置する場合にあっては、浴槽に供給されて24時間以内の浴槽水を使用するとともに、当該気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

(14)　屋外に浴槽を設置する場合にあっては、屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混ざらない構造であること。

(15)　回収槽(浴槽からあふれた浴槽水を回収する設備をいう。以下同じ。)を設置する場合にあっては、当該回収槽の湯水を浴用に供する構造となっていないこと。ただし、回収槽が、地下に埋設されておらず、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の壁面の清掃及び回収槽内の湯水の消毒を容易に行える場合は、この限りでない。

2　一般公衆浴場の営業者が講ずべき構造設備以外の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　＜省略＞

(2)　浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。また、営業者は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行い、その結果が規則で定める水質基準に適合しないときは、直ちに、その旨を市長に報告すること。

(3)　浴槽水は、湯水を十分に供給することにより水させ、清浄を保つこと。

(4)　浴槽水は、毎日その全てを換水すること。ただし、これにより難い場合にあっては、1週間に1回以上浴槽水の全てを換水すること。

(5)　浴槽水の消毒に当たっては、塩素系の薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定して、その濃度は、通常時において1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでを保ち、最大時においても1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系の薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の[p](http://www.city.kagoshima.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/q702RG00001395.html#l000000000)Hが高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合にあっては、他の適切な衛生措置を講ずること。

(6)　浴室、脱衣室及び便所並びに器具類は、毎日洗浄手入れをなし、かつ、毎月1回以上消毒を実施すること。

(7)　＜省略＞

(8)　貯湯槽(原湯を貯留する設備をいう。以下同じ。)を設置する場合にあっては、次の措置を講ずること。

ア　通常の使用状態において、当該貯湯槽内の湯水全体の温度を摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

イ　貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、生物膜が発生している場合は、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(9)　濾過器を設置する場合にあっては、1週間に1回以上、当該濾過器を十分に逆洗浄をして汚れを排出するとともに、循環配管について適切な方法で生物膜を除去し、その後浴槽を清掃すること。

(10)　消毒設備を設置する場合にあっては、当該消毒設備の維持管理を適切に行うこと。

(11)　集毛器を設置する場合にあっては、当該集毛器を毎日清掃すること。

(12)　洗い場の給湯栓又はシャワーで使用する温水の温度を調整するための設備を設置する場合にあっては、当該設備を定期的に清掃すること。

(13)　浴槽水を河川、湖沼その他の公共の水域に排水する場合にあっては、環境保全のため必要な処理を行うこと。

(14)　営業者は、自主的に施設の衛生管理を行うための手引書及び点検表を作成して、従業員にその内容を周知徹底するとともに、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

＜以下省略＞

＜以上＞

**〇鹿児島市　公衆浴場法施行細則　＜抜粋＞**

＜全文省略＞